

「短期滞在」ビザ申請のための提出基本書類一覧表（フィリピン国籍の方）

	親族訪問	知人訪問・観光	短期商用等
渡航目的	・配偶者、血族及び・姻族（3親等以内）の訪問	・知人（友人）訪問 ・観光	・会議出席 ・商用（業務連絡・商談・宣伝・アフターサービス・市場調査等） ・文化交流、スポーツ交流等
提出書類	<p>【ビザ申請人が準備するもの】</p> <p>①旅券 ②ビザ申請書 1通 ③写真 1葉 ④出生証明書（注1） 申請者と日本の親族との関係が三親等以内であることを証明することができる関係者の出生証明書も含まれます。 例：本邦在留中のフィリピン国籍である妻がその弟を招聘する場合、弟（申請人）の出生証明書及び妻の出生証明書の2通が必要です。 ⑤婚姻証明書（既婚者のみ、注2） ⑥公的機関が発給する申請人又はその扶養者の所得証明書又は預金通帳及び納税証明書</p> <p>【日本側で準備するもの】</p> <p>⑦招へい理由書 ⑧招へい理由に関する資料（診断書、母子手帳写し等） ⑨戸籍謄本（招へい人又は配偶者が日本人の場合） ⑩滞在予定表 ⑪住民票（世帯全員の続柄が記載されているもの） （注）招へい人又は身元保証人が外国人の場合には、有効な在留カード表裏のコピー、住民票（マイナンバー（個人番号）、住民票コード以外の記載事項が省略されていないもの）及び旅券のコピー（身分事項及び出入国・在留許可関係の頁）を提出してください。</p> <p>【日本側（招へい人）が渡航費用の一部又は全部を負担する場合に準備するもの】</p> <p>⑫身元保証書 ⑬身元保証人による渡航費用支弁能力の証明に係わる次の3種類の書類のいずれか1点以上。なお、源泉徴収票は不可。 (1)直近の総所得が記載されている「課税(所得)証明書」（市区町村役場発行）又は「納税証明書(様式その2)」（税務署発行） (2)「確定申告書控の写し」（税務署受理印のあるもの。但し、e-Taxの場合は「受信通知（平成〇年の申告書等送付票（兼送付書）」及び「確定申告書）」を印刷したもの） (3)「預金残高証明書」</p>	<p>【ビザ申請人が準備するもの】</p> <p>①旅券 ②ビザ申請書 1通 ③写真 1葉 ④出生証明書（注1） ⑤婚姻証明書（既婚者のみ、注2） ⑥知人関係証明資料（観光を除く） 例：写真・手紙、e-Mail、国際電話通話明細書、送金(品)控等 ⑦公的機関が発給する申請人又はその扶養者の所得証明書又は預金通帳及び納税証明書</p> <p>【日本側で準備するもの】</p> <p>⑧招へい理由書 ⑨招へい理由に関する資料（知人関係説明書、戸籍謄本等） ⑩滞在予定表 ⑪住民票（世帯全員の続柄が記載されているもの） （注）招へい人又は身元保証人が外国人の場合には、有効な在留カード（又は特別永住者証明書）の表裏コピー、住民票（マイナンバー（個人番号）、住民票コード以外の記載事項が省略されていないもの）及び旅券のコピー（身分事項及び出入国・在留許可関係の頁）を提出してください。</p> <p>【日本側（招へい人）が渡航費用の一部又は全部を負担する場合に準備するもの】</p> <p>⑫身元保証書 ⑬身元保証人による渡航費用支弁能力の証明に係わる次の3種類の書類のいずれか1点以上。なお、源泉徴収票は不可。 (1)直近の総所得が記載されている「課税(所得)証明書」（市区町村役場発行）又は「納税証明書(様式その2)」（税務署発行） (2)「確定申告書控の写し」（税務署受理印のあるもの。但し、e-Taxの場合は「受信通知（平成〇年の申告書等送付票（兼送付書）」及び「確定申告書）」を印刷したもの） (3)「預金残高証明書」</p>	<p>【ビザ申請人が準備するもの】</p> <p>①旅券 ②ビザ申請書 1通 ③写真 1葉 ④在職証明書 ⑤渡航費用支弁能力を証する資料 ・所属先からの出張命令書 ・派遣状 ・これらに準ずる文書</p> <p>【日本側招へい機関で準備するもの】</p> <p>⑥招へい理由書（必ず作成してください） ⑦在留活動を明らかにする次のいずれかの資料 ・会社間の取引契約書 ・会議資料 ・取引品資料等 ・これらに準じる文書 ⑧滞在予定表 ⑨法人登記簿謄本又は会社/団体概要説明書（株式上場企業や公的団体以外は必ず必要です。） （注） ・上場企業は会社四季報写しを提出することで、法人登記簿謄本又は会社/団体概要説明書は提出不要です。 ・個人招へいの場合には、法人登記簿謄本又は会社/団体概要説明書の代わりに「営業許可書」等又は「在職証明書」を提出してください。</p> <p>【招へい元が渡航費用の一部又は全部を負担する場合に準備するもの】</p> <p>⑩身元保証書</p>

（注1）出生証明書は PSA（国家統計局本部）発行の Security paper を使用した謄本を提出願います。文字がつぶれて読めない。又は端が切れて情報が確認できない場合は、市区町村役場発行の出生証明書を一緒に提出してください。また、出生届が遅延登録の方は別途「洗礼証明書」、「学校成績表（小学校又は高校）」、「卒業アルバム」を一緒に提出してください。

（注2）婚姻証明書は PSA（国家統計局本部）発行の Security paper を使用した謄本を提出願います。

（注3）ビザの審査は、基本的に提出された書類により行われますが、必要に応じ、書類の追加提出を求める場合があります。詳細は各在外公館のホームページを御参照ください。